

Ed. by Fara Nasti & Aldo Schiavone, English translation by Peter Christie, *Jurists and Legal Science in the History of Roman Law* (London-New York, 2022) Published by Routledge

林智良

本稿で紹介する標記書籍は、英文で記された全 2 部、11 編の論文からなる論集である。イタリア語・ドイツ語の原文を英訳したもの、原文英語のものがある。まず、各編の筆者とタイトルを記そう（以下の紹介文では「第 1 論文」のように言及する）。

#### Part I Methods and Paths 方法と行程

1. Aldo Schiavone, “Singularity and Impersonality in the Thought of Roman Jurists” 「ローマの法学者による思想における特有性と非人格性」
2. Massimo Brutti, “Stories of Legal Dogmas, Stories of Roman Jurists: An Uncompleted Transition” 「法ドグマの物語及びローマの法学者の物語——未完の移行」
3. Emanuele Stolfi, “‘Kunstgeschichte’ and ‘Künstlergeschichte’. The Problem of Literary Genres in the Roman Legal Literature” 「『美術史』と『美術家史』——ローマ法学文献における文学部門の問題」
4. Andrea Lovato, “Historicity of Law and *Ius Controversum* in Italian Historiography of the Twentieth Century. The Work of Riccardo Orestano and Luigi Raggi” 「20 世紀イタリアの歴史記述における法の歴史性と論争法——Riccardo Orestano と Luigi Raggi の業績」
5. Clifford Ando, “Roman Law and Roman Jurists in American Legal Culture” 「米国の法文化におけるローマ法とローマの法学者」

#### Part II Stories of Jurists and of Jurisprudence 法学者と法律学の物語

6. Oliviero Diliberto, “Law and Literature. The Case of Roman

- Jurisprudence in Latin Literary Works” 「法と文学——ラテン文学作品におけるローマ法学の場合」
7. Fara Nasti, “Greek Thought and Roman Jurists: A Preliminary Survey on Pomponius’s *Enchiridion*” 「ギリシャ思想とローマの法学者——ポンポーニウス『法学通論』の予備調査」
  8. Giuseppe Falcone, “Concerning Paul. 29 Ad Ed., D. 13.6.17.3: *Officium, Beneficium, Commodare* (With an Appendix on the Alterity between Morality and Law)” 「『学説彙纂』第 13 卷第 6 章第 17 法文第 3 項（パウルス『告示註解』第 29 卷）について——義務、便益、使用貸借提供（道徳性と法の相違に関する付録付）」
  9. Valerio Marotta, “Roman Jurists and the Empire: History and Interpretation” 「ローマの法学者と帝国——歴史と解釈」
  10. Dario Mantovani, “Aspects of the Critical Edition of Roman Juristic Works. The Example of Ulpian’s *De Officio Proconsulis*” 「ローマの法著作における校訂版テキストの諸側面——ウルピアーヌスの『元老院属州総督の職務について』を例に」
  11. Detlef Liebs (trans. by Carole Gustely Cürten), “The Code System. Reorganizing Roman Law and Legal Literature in the Late Antique Period” 「法典の体系——古代末期におけるローマ法と法文献の再構成」

本書が編まれるにあたって中心となっているのは第 1 論文を担当した Schiavone であり、周知のように、その著書が英語・仏語・西語他へ数多く翻訳され、今やイタリアの学界・読書界を越えて各国で関心を集めている。ここでは、言わば研究プロジェクトの綱領宣言と解しうる第 1 論文の記述によりつつ同書全体の趣旨をたどってみよう。同書は、Schiavone らが永年進めてきた「ローマ法の著述家 *Scriptores iuris Romani*」叢書刊行プロジェクトに密接に関わっ

ている。これは、ERC (European Research Council) のプロジェクトとして先進的研究助成 (Advanced Grant) を獲得しつつ継続的に進められてきたものである。第1論文はこの「ローマの著述家」プロジェクトのよって立つところと意義を記している。それはすなわち、専門家の枠を越えた広い読者にローマ法の新しい見方を紹介・拡散することである。新しい見方とは、現在『ローマ法大全』中の特に『学説彙纂』を中心に伝えられているローマの個々の法学者とその見解を、法典という枠組みでは無く、他に代わりようのない彼らそれぞれの特有性に焦点を置きつつ総合的に検討し、その際は法学そのものに加えて、その人生径路・知的背景・政治的文脈を含めて多面的に再構成・検討することであるとうたう。もちろん、かかるアプローチへの先行研究をなす O. Lenel, *Palingenesia Iuris Civilis* (Leipzig, 1889) にはその意義を高く評価して言及しつつ、Lenel が刊行当時で先に見通した道を今彼らが進むと宣言する。続いて、本論文では、ユスティニアヌス帝の法典から更に遡って、法著作形成時の歴史的な脈における各法学者及びその法学を再定位することを提唱する。さらに本論文での議論は、本プロジェクトの対象と、ユスティニアヌス帝以降のローマ法がその後の西洋社会で辿った運命との切り離しを唱道するに及ぶ。

実際、この「ローマ著述家プロジェクト」の叢書は順調に刊行されており、それぞれが、各法学者の全作品（同一著者の作品多数の場合その一部）を対象に、各法学者の伝記と知的背景、(モムゼンの校訂版を再吟味した結果としての) 残存断片再構成とそれらに対する伊語の註釈、非法律文献での各法学者への言及をあたう限り網

羅的に収録している。<sup>1</sup>

本書の第 2 論文以下全てをここで詳しく紹介することはかなわないが、続く論稿群では、ローマ法学に関する方法論、近代におけるローマ法学研究史、更にローマ法学とそれを産み出した個々の学者について、多方面から様々な手法でアプローチしている。<sup>2</sup>第 2 論文は、法における「体系(system)」及び法ドグマと個々の法学者研究との関係を軸に、17 世紀のライプニッツから前世紀末のイタリア学界における議論状況に至る法学史を大きく見渡す。第 3 論文は、F. Schulz, *History of Roman Legal Science* (Oxford, 1946) を主対象に据えて、その学説史的環境と方法論を批判的に検討しつつ、個別の法学者を研究対象とする同叢書の方法論的意義を論ずる。第 4 論文は、20 世紀イタリアにおいて活躍して業績を残した Orestano とその弟子である Raggi の学説を、当時の実定法学との関係及び高等教育環境の文脈で検討する。第 5 論文は米国の法実務・教育・研究におけるローマ法の位置づけに関する概観を、(紹介者の推測では)本プロジェクトに対する米国からの応答として行う。第 6 論文は、「法と文学」の視点からローマ法を見た場合の問題状況を、喜劇・詩・随筆・文法書等を主な史料として提示する。第 7 論文は、ポンポニウス『法学通論(Enchiridion)』とギリシャ思想、就中ポリュビオス及びアリストテレスとの関係を扱う。<sup>3</sup>第 8 論文は、使用貸借

---

<sup>1</sup> 紹介者が同シリーズで今回実際に参照し得たのは Jean-Louis Ferrary, Aldo Schiavone, Emanuele Stolfi, *Qvintvs Mvcivs Scaevola Opera* (Roma, 2018)のみである。同書のみでも、本文 482 頁に及ぶ分量を有する。

<sup>2</sup> 読者におかれては、著者と標題試訳を手掛かりに関心を引く論稿に向かわれたい。

<sup>3</sup> F. Nasti, *L'enchiridion di Sesto Pomponio: Una ricostruzione* (Scriptores

(*commodatum*)を扱う標記パウルス法文を手掛かりに、契約法上の義務と倫理(*ethics*)との関係を検討する。第9論文は、ローマの支配及び公法(*ius publicum*)と法学説との関係を論じており、その一例として、帰国権(*postliminium*)に関する法学者の学説を手掛かりにローマ帝国の支配範囲を検討している。第10論文は、範囲を限定したうえでモムゼンの刊本校訂作業自体に対する再吟味過程を提示している。第11論文は、「法学大全(*Digesta*)」の体系と、3世紀末以降の法典編纂状況を大きく見渡して、ローマの個々の法学者へのアプローチとは逆の論点を提示する。

本書の寄稿者中では、Schiavone, Nasti, Diliberto, Marotta, Stolfi が、ERC 関連の肩書きを有している。彼ら以外に、イタリア国内のローマ法研究者(Brutti, Falcone, Lovato, Mantovani)、さらに米国(Ando)、ドイツ(Liebs)の研究者が寄稿している。紹介者の目には、ERCのプロジェクトを推進してきた研究者と、それをイタリア内外で受け止めて評価する研究者の協奏合作をなす論文集に見える。

実は、紹介者は Schiavone がこのプロジェクトに言及するのを実際に耳にしている。記憶では2005年1月27日に、すなわちパヴィア大学で開かれた第3回「ローマ法研修」最終日前日に、居並ぶ各国の若手研究者に向けて「このプロジェクトはモムゼンを越えることを目指す。意欲ある若者がはせ参じることを待つ」旨の発言をされた。<sup>4</sup> 当時からその熱意に強い印象を抱いたが、それが本書と多数

---

*ivris Romani. Subsidia*, 3)(Roma, 2024)が刊行されており、本書と「ローマ法の著述家」叢書との関係をうかがわせる。

<sup>4</sup> この研修は、CEDANT(Centro di studi e ricerche sui Diritti Antichi)の主催にかかる“Collegio di diritto romano”として“Testi e problemi del

の叢書公刊に結実したことは大変有意義である。特に、一群の叢書はこれから該当する法学者・作品に取り組もうとする場合に必須の参考文献とされるであろう。

最後に、周辺のながら使用言語のことにつき感想を述べたい。本書などで英語を用いているのは、多くの英語圏読者を意識してのことであろうと想像する。<sup>5</sup>「ローマ法の著述家」叢書の評伝・註解部分はイタリア語で記されている。本書を始め、英語の著作にひかれて次に叢書に取り組もうとするときには、やはりイタリア語の素養がもとめられることになる。本格的なローマ法研究には古典語と複数の現代欧州言語能力（とりわけ、同叢書へのアプローチにはイタリア語）を求められる状況は今後も変わらないのであろう。<sup>6</sup>

---

giusnaturalismo romano”をテーマに開催された。紹介者は3週間のプログラムのうちで2週目と3週目に参加を許された。紹介者の抱く印象が強いままに一部の名をあげるが、U. Babusiaux, J. Stagl, A. Kacprzak 等々今日各国でローマ法研究教育を中心的に担う人たちと机を並べることが出来たのは有り難かった。なお、自分の記憶を確認するために、下記の告知を参照した。

<http://cedant.unipv.it/media/editors/tinymce/plugins/moxiemanager/data/files/Cedant-bando-2005.pdf>

<sup>5</sup> Schiavone らのグループは他に英文の M. Brutti et al., *Roman Jurists at Work: Four Portraits*(Roma, 2024)を刊行している。

<sup>6</sup> 他方で、本号の他の箇所でも複数言及されているであろう第 77 回 SIHDA での発表について、英語での発表が増加したという感想を複数耳にした。ローマ法研究においても発表手段としての英語が影響力を増すという現象については、複数の面で現れていると考える。